

令和 8 年設楽町選挙管理委員会告示第 13 号

地方自治法第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項及び市町村合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項、第 4 条の 2 第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 8 年 3 月 2 日

設楽町選挙管理委員会

委員長 伊 藤 公 一

選挙権を有する者の 50 分の 1 の数	73 人
選挙権を有する者の 3 分の 1 の数	1,204 人